

別表(第2条関係)

未熟児養育医療給付対象基準

1. 出生時体重が2,000g以下の未熟児	
2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。	
(1) 一般状態	ア. 運動不安、けいれんがあるもの。 イ. 運動が異常に少ないもの。
(2) 体温	摂氏34度以下
(3) 呼吸器循環器系	ア. 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。 イ. 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。 ウ. 出血傾向の強いもの。
(4) 消化器系	ア. 生後24時間以上排便のないもの。 イ. 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。 ウ. 出血吐物、血性便のあるもの。
(5) 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。 (重症黄疸による交換輸血を含む)